

令和4年4月1日（金）から 『**プラ新法**』が施行されました

（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）



『プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（通称：プラ新法）』は、近年問題となっているプラスチックごみによる海洋汚染をはじめ、日本が今現在抱えている様々な環境問題を解決するため、令和4年4月1日に施行されました。今ある資源を大事に使い、豊かな環境を次の世代に引き継いでいくため、プラスチックごみの削減に県民の皆さまのご協力をお願いします！

■ 私たち（消費者）の暮らしにどう関わってきますか？

これまでコンビニやスーパー等で提供されていたスプーンやフォークなどの使い捨てプラスチック製品や、ホテルで提供されているくしやカミソリなどのアメニティについて、事業者は使用の合理化（環境に配慮し、提供方法を工夫すること）が求められることとなります。

具体的には、プラスチック素材のものではなく木製のスプーンやフォーク、紙ストローを提供する、必要かどうかレジでの声掛けを行う、アメニティは部屋には置かず必要な方がアメニティコーナーで受け取る形式にする、有料化するなどの取組が考えられます。

どのような取組を行うかは、各事業者が決めることとなります。

■ 私たち（消費者）は何をすればよいですか？

プラ新法には、消費者の取組に関する項目もあります。普段の暮らしの中で、プラスチックの削減につながるような取組を実践しましょう。

【取組事例】

- ・マイバッグやマイボトルに加えて、マイカトラリーやマイブラシなどを持ち歩く
- ・不必要な使い捨てプラスチック製品は受け取らない
- ・お住まいの市町村の分別ルールを守りごみの分別に努める
- ・再資源化商品（リサイクル製品）を積極的に購入する

「プラ新法」についてもっと詳しく知りたい方は環境省の『プラ新法の普及啓発ホームページ』をご覧ください！

<https://plastic-circulation.env.go.jp/>



プラスチックは
えらんで減らしてリサイクル



エッセル

岩手県3R推進キャラクター